

(限 内 部)

海軍公報

(部内限)第四千十六號

昭和十七年二月十日(火)
海軍大臣官房

○通牒

軍務一機密第八六號

昭和十七年二月五日

海軍省軍務局長

各鎮守府參謀長
各艦隊參謀長 殿

戰時潜水艦乗員及航空機搭乗員等ノ保健
ニ關スル施設其ノ他ノ件申進

首題ノ件左記ノ通定メラレ候條可然取計相成度

記

一 要 旨

戰地ヨリ内地ニ歸投セル潜水艦乗員及航空機搭乗員
等ヲシテ成ルベク速ニ疲勞及體力ヲ恢復シ次期作戰
行動ニ支障ナカラシムル爲各軍港附近ニ保健場ヲ設
ケ右人員ニ對シ適當ナル保健療養法ヲ實施セシムル
ニ在リ

二 施設要領

(一) 保健場ハ所要ノ際各鎮守府毎ニ之ヲ設ケ其ノ所
在地ヲ概ネ左ノ方面溫泉地トス

横須賀 伊豆又ハ塩原方面

吳 山口又ハ別府方面

佐世保 長崎又ハ佐賀方面

舞鶴 北陸方面

右保健場ハ各當該鎮守府ノ管理トス

(二) 各保健場ハ各鎮守府ニ於テ當該溫泉地所在ノ
「ホテル」及旅館等ヲ所要期間借用契約ノ上之ニ
充ツ

右ノ外目下建設中ノ木更津海軍保健所、別府海軍
水交社其ノ他之ニ準ズル施設ヲ右保健場トシテ
利用スルモノトス

(三) 保健場ハ准士官以上及下士官兵ニ分テ且下士官
兵ハ成ルベク各基本部毎ニ適當ニ區分シテ設クル
モノトス
保健場内ニ於ケル居室標準概ネ左ノ如シ

佐 官 以 上 一人一室

海軍公報(部内限)第四千十六號 昭和十七年二月十日

一四三

0609

三 保健場使用要領

尉官、特務士官以下 二人乃至數人一室

(一) 保健場ヲ使用セシムベキ人員ヲ左ノ通トス

(イ) 戦地ヨリ軍港ニ歸投セル潜水艦乗員中、所轄長其ノ必要アリト認メタルモノ

(ロ) 戦地ヨリ内地ニ歸投セル航空機搭乗員ニシテ所轄長ニ於テ心身ノ疲勞著シキモノト認メタルモノ

(ハ) 右ノ外海軍大臣ノ特令スルモノ

(二) 使用要領

(イ) 戦地勤務一行動（一月以上ヲ標準トス）毎ニ各七日以内トシ潜水艦乗員ハ各基本部毎ニ概ネ二回ニ分チ航空機搭乗員ハ其ノ員數ニ應ジ適宜區分ス

(ロ) 所轄長ハ保健場ヲ使用セントスル時ハ其ノ員數、期間及所要室數其ノ他必要ナル事項ヲ當該鎮守府ニ協議ス但シ所轄二以上ニ亘ル場合ハ潜水艦及航空隊毎ニ各所在先任指揮官之ヲ取纏メ行フモノトス

(ハ) 保健場ニ於ケル收容人員ノ身上取扱ハ艦（隊）内居住ニ準ズルモノトス

四 保健實施要領

(一) 保健場ニ於ケル衛生及保健療養ノ實施要領ハ海軍省醫務局長ヨリ別ニ通知スル所ニ依ル外各基本長ノ定ムル所ニ依ル

(二) 保健場ニ於ケル日課週課ハ潜水艦及航空隊毎ニ各所在先任指揮官所定トス

(三) 保健場ニ於テハ保健場以外ノ宿泊ヲ許可セザルモノトス但シ所轄長ニ於テ特ニ許可セル者ハ此ノ限ニ在ラス

五 經費

保健場施設其ノ他ニ要スル經費ハ官費支辨トス

經給機密第一一號

昭和十七年二月九日

海軍省 經理局

關係各廳御中

海軍戰時給與等ノ取扱方ニ關スル件申改
正ノ件通牒

昭和十六年經給機密第四五號海軍戰時給與等ノ取扱方ニ關スル件申第二、第五號戰時特別給與品ノ項ハ支給區分ヲ左ノ通改ム

0610

記

特例給與規則第十二條ニ基ヅキ左ノ各號ニ依ル

- (一) 戰時特別給與品經理規程第三條ニ依リ兵備品會計官吏ヨリ受込ミタルモノ及同經理規程第四條ニ依リ直接購買セルモノトヲ合セ特例給與規則第五表備考一、ニ定ムル豫算ノ範圍内ニテ支拂スルコトトス
- (二) 兵備品會計官吏ヨリ受込ミタル戰時特別給與品ノ價格ハ兵備品會計官吏ノ送付票記載ノ單價ニ依ル

○ 辭 令

軍令部出仕海軍少佐 三上 作夫

第一部第一課勤務ヲ命ス

海軍主計中尉 堀川 多門

第三部第八課勤務ヲ命ス(三三軍令部)

海軍兵曹長 長瀬 多吉

通信部第十課勤務ヲ命ス(四四軍令部) 大本營海軍部)

同 小佐野 力

通信部第十課勤務ヲ命ス(四四軍令部) 同)

通信部第十課勤務ヲ命ス(三三軍令部) 同 荻野 治郎吉

(各通) 同 奥山 松之助

通信部第十課勤務ヲ命ス(三三軍令部) 同 三嶋 正造

(各通) 同 城戸 光正

通信部第十課勤務ヲ命ス(三三軍令部) 同 上原 輝樹

特務班勤務ヲ命ス(三三軍令部) 同 海軍中佐 芳根 廣雄

第一課勤務ヲ命ス 海軍中佐 神川 武夫

第三課兼第一課勤務ヲ命ス(以上三三海軍省教育局) 海軍機關中佐 小國 寛之輔

○ 雜 款

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

木更津海軍航空隊氣付 三澤海軍航空隊
(三澤海軍航空隊設立準備委員)

0611

隊、司令、機關長、軍醫長、主計長宛

(第一監視艇隊) 昌榮丸

二月十三日迄ニ到達見込ノモノハ

海軍省構内第百二海軍經理部假事務所

二月二十三日迄ニ同

吳海軍經理部内 右

其ノ後ハ 吳郵便局氣付 第百二海軍經理部 同

(第百二海軍經理部)

○事務開始

第六十一海軍航空廠「マニラ」分工場一月二十日開設
事務ヲ開始セリ

○正誤

本月三日辭令欄中「一八頁下段二行目「海軍豫備學生」
ハ「海軍豫備學生(兵科)」ノ誤

0612

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十七年二月十日 (火)

海軍大臣官房

○ 雜 款

○ 懲 罰

懲罰言渡書

海軍公報 (部内限) 號外

0613

海軍公報（部内限）
號外

二

0614

海軍公報（部内限）號外

三

0615

海軍公報 (部内限) 號外

四

0616

海軍公報 (部内限) 號外

五

0617

海軍公報 (部内限) 號外

六

0618

海軍公報（部内限）號外

七

0619

海軍公報 (部内限) 號外

八

0620

0621

海軍公報 (部内限) 號外

九

0622

海軍公報（部内限）
號外

一〇

0623

海軍公報（部内限）
號外

0624

海軍公報（部内限）號外

一二

海軍公報

(部内限) 第四千十七號

海軍大臣官房

昭和十七年二月十二日(木)

○通牒

恩第三五號

昭和十七年二月十二日

海軍省人事局長
海軍省醫務局長

關係各廳長殿

恩給法上戰地罹病(結核性疾患)者取扱
方ニ關スル件通牒

昭和十五年恩第四一四號ヲ以テ通牒ノ首題ノ件ハ昭和十六年十二月八日以後今次戰爭ニ關シ戰地勤務ニ因リ發病ノ者ニ準用ノコト了知相成度
追テ昭和十六年十二月八日以後ノ戰地勤務ニ引續ク同日以前ノ外地(南洋群島及新南群島ヲ含ム)勤務ニ依ル發病者モ之ニ準ジ處理相成度

(參照)

恩第四一四號

昭和十五年八月二十一日

海軍公報(部内限) 第四千十七號

昭和十七年二月十二日

一四七

關係各廳長殿

恩給法上戰地罹病(結核性疾患)者取扱
方ニ關スル件通牒

支那事變ニ關シ戰地勤務中疾病(恩給法施行令第二十二條所定ノ流行病ヲ除ク)ニ罹リタル者ノ恩給法上ノ取扱ニ關シテハ其ノ罹(發)病ガ戰地ニ於ケル特殊勤務ニ起因スルモノト認ムベキ事實顯著ナル場合ニ限リ之ヲ公務罹病トシテ取扱ハルル趣旨ナル處結核性疾患ニ付テハ概ネ左記ノ場合之ヲ公務罹病トシテ取扱フ内閣恩給局ノ意向ナルモ之ガ裁定ニ當リテハ本人ノ勤務ト發病トノ關連ヲ個々ノ書類ニ就キ審査決定セララル關係上證明書類(主トシテ所轄長作成ノ事實證明書)ニハ勤務狀況、健康狀態(戰地ヨリ歸還後發病ノモノニ付テハ歸還後ノ勤務狀況、健康狀態共)及發病時期等爲シ得ル限リ詳細ニ記載シ戰地勤務ニ就キタル以後需診ニ至ル迄ノ經過ヲ明瞭ナラシムルコトヲ要スル次

第二有之候條可然取計相成度

追テ發病、罹病ノ用語使用ニ關シテハ顯著ナル症狀ノ顯現（自覺症ヲ含ム）シタル時期又ハ初診ノ時期ハ之ヲ罹病時期トセズ發病時期トシテ關係書類ヲ一様整備ノコトニ取扱ハレ度恩給局ノ要望ニ有之候

記

一 戰地勤務中發病ノモノ但シ該勤務期間概ネ三箇月以內ニ發病シタル者ニ在リテハ戰地ニ向ケ内地出發前ノ出勤準備ノ勤務又ハ出發後ノ勤務狀況顯著ナルモノニ限ル

二 内地ニ於テ繁劇ナル出勤準備ノ勤務ニ服シ戰地ニ向ケ内地ヲ離レタル後其ノ途中ニ於テ發病ノモノ又ハ戰地ヨリ歸還ノ途中ニ於テ發病ノモノ

三 戰地ニ於テ若ハ出征又ハ歸還ノ途中公務ノ爲負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養中（内地ニ歸還シ療養中ノモノヲ含ム）之ガ爲身體衰弱ニ因リ發病ノモノ

四 内地歸還後需診ノ者ニシテ其ノ症狀戰地勤務中既ニ發病シアリタリト認メラルモノ但シ本號ノ場合ニ在リテハ第一號但書ヲ準用ス

五 戰地ニ於テ劇務ニ服スルコト三箇月以上ニ及ビタル者内地歸還後引續キ繁劇ナル勤務ニ服シ又ハ不健

康ナル勤務ニ從事シ歸還後六箇月以內ニ發病シ直ニ需診シタルモノ

六 戰地ニ於テ劇務ニ服スルコト一年以上ニ及ビタル者内地歸還後六箇月以內ニ他ニ原因ノ認ムベキモノナクシテ發病シ直ニ需診シタルモノ（此ノ場合ニハ本人ト日常密接ナル關係ヲ有スル者ノ中ニ結核性疾患者ノ有無ニ關シ詳細ナル調書添附ノコト）

海運機密第五六號

昭和十七年二月十日

海軍運輸部長

關係各廳長殿

横濱港驛ニ於ケル海軍軍用貨物取扱ニ關スル件通牒

首題ノ件昭和十七年二月一日ヨリ當分ノ間左記ニ依リ實施ノコトト相成候條了知相成度

記

一 取扱範圍

海軍軍用貨物（軍用貨物證明書附貨物ヲ含ム）ニシテ左ノ軍衛發着ノモノ

第二海軍航空廠

海軍航空技術廠

横須賀海軍工廠 同 軍需部 同 經理部 同 建築部 同 病院 芝浦海軍建築支部 二 取扱種別 一般取扱並ニ小口取扱貨物	○ 辭 令	大本營海軍部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(昭和十六年八月九日海軍省) 佐野 千秋 第一雲海丸船長 田坂 七郎 (各通) 同 一等運轉士 森田 六一 同 二等運轉士 北原 太郎次 佐世保海軍港務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年九月二十九日同) 門司税關長 杉 基一 (各通) 同 地方警視 染原 精藏 同 行武 善七
同 梅本 忠男 吳鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス(昭和十六年十一月一日同) (各通) 林田 和夫 同 和田 喜一郎 海南警備府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年十一月二十五日同) 勳八等 森山 秀吉 赤城丸ニ於ケル通信事務ヲ囑託ス 但シ報酬年額貳千貳百八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年十二月九日同)	(各通) 米田 建一郎 片山 龍二 軍令部ニ於ケル調査事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス 河田 學夫 海南警備府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(昭和十六年十二月九日同) 外務屬 茂木 四郎 大本營海軍部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(昭和十六年十二月九日同) 海務局港務官 弓削田 薫 吳鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス(昭和十六年十二月九日同)	

海軍公報(部内限)第四千十七號 昭和十七年二月十二日

一四九

0627

最上川丸ニ於ケル通信事務ヲ囑託ス

大出 孝則

但シ報酬年額千九百九拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（昭和十六年同）

海軍省事務囑託

本位田 祥男

自今報酬ヲ給セズ（昭和同）

壹岐 健夫

海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（昭和同）

千四百七拾圓

松久保 重雄

千參百圓

小澤 吉見

千參百圓

眞鍋 秀勝

千參百圓

上野 實義

千參百圓

前田 忠夫

千貳百圓

宮本 貞夫

千貳百圓

朝比奈 博

千貳百圓

田村 圓澄

千貳百圓

阿部 光章

千貳百圓

佐藤 邦雄

千貳百圓

土浦海軍航空隊教授ヲ囑託ス
但シ報酬年額（各頭書ノ通）ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（昭和同）

參千圓
貳千七百六拾圓
千四百四拾圓

島田 德
有坂 利一
花田 傑四

池田 經治
淺海 英三
澄田 道直
荒川 久壽男
正七位
島村 傑人
原田 達夫
生田 利治

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額（各頭書ノ通）ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（昭和同）

齊藤 忠祐

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（昭和同）

0628

陸軍主計大尉	玉岡 一
海軍豫備少尉	田中鐵四郎

海軍艦政本部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

小本江笠
淺野續
黒田潤一

海軍艦政本部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス（以上三十八日同）

海軍軍醫學校齒科治療業務囑託

松原豊章

第三艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（三月同）

大村貞一

海軍省軍務局事務囑託ヲ解キ第三艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

福地言一郎

第三艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（以上ニ同）

海軍少佐 濱田 昇一
海軍少佐 中村 成

御府獻納品銓衡委員會委員ヲ命ス（同日同）

海軍豫備機關中尉 加藤 進

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍豫備大尉 森田壽一郎

海軍省事務ヲ囑託ス

貯金局事務官 水谷 七代

海軍省事務囑託ヲ解ク

同 蒔田 聰夫

海軍省事務ヲ囑託ス

牛鵝
華七

第四海軍建築部醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待

遇卜ス

勳六等 波多博

同
山田純三郎

支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待

遇卜ス

第二海軍燃料廠ニ於ケル業務ヲ囑託ス 陸軍少尉 江崎 平八
 海軍豫備機關大尉 大久保 泰
 軍令部ニ於ケル調査事務囑託ヲ解ク 樺太廳氣象臺技師 杉山 一之
 水路部ニ於ケル地磁氣觀測事務ヲ囑託シ報酬年額百圓ヲ贈與ス
 遞信技師 平山 溫
 海軍省事務ヲ囑託ス 勝木 三郎
 馬公警備府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
 高添 直治
 海南警備府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
 江里口 秀雄
 吳鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス
 森 芳規
 舞鶴鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上同)

○ 雜 款

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度

司令宛 刈 荳
 主計長宛 朝 顔
 機關長、軍醫長宛 芙蓉
 (第三十二驅逐隊)

二月十三日迄ニ到達見込ノモノハ
 佐伯海軍航空隊内 西岡(左) 部隊
 (第三十五航空隊)

神奈川縣三浦郡浦賀町浦賀船渠株式會社内
 (風雲艦裝具事務所)

佐世保郵便局經由 第五海軍軍用郵便所氣付
 (第二海軍工作部)

吳海軍病院氣付
 (第百二海軍病院)

0630

司令、機關長宛 軍醫長宛 主計長宛 第十九號驅潛艇 第二十一號驅潛艇 第二十號驅潛艇 (第十二驅潛隊)	○事務所設置 第二監視艇隊事務所ヲ二月五日海軍水雷學校内ニ設置 シ事務ヲ開始セリ	○事務開始 第八通信隊ハ二月七日横須賀海軍通信隊内ニ於テ事務 ヲ開始セリ 佐世保鎮守府文庫高雄出張所ハ二月十一日高雄海事協 會内ニ於テ事務ヲ開始セリ	○殘務整理 當隊殘務事務ハ自今左ニ依リ之ヲ行フ 給與關係 其ノ他 横須賀郵便局氣付 五四二八 横須賀郵便局氣付 三五四七 (第十六航空隊)	○移轉 第百二海軍病院ハ二月十二日吳海軍病院内ニ移轉ス
---	--	---	--	---

海軍公報(部内限)第四千十七號 昭和十七年二月十二日

一五三

0631

海軍公報

(部内限)第四千十九號

海軍大臣官房

昭和十七年二月十四日(土)

○ 令 達

官房第八一六號

當分ノ間特設電線敷設船施行工事に要スル契約並ニ通常物品及工事費ノ整理等ニ關シ左ノ通定ム

昭和十七年二月十四日

海 軍 大 臣

一 契約及通常物品ノ整理

- (一) 特設電線敷設船施行工事に必要ナル材料物品ハ工作應通常物品會計官吏ニ於テ第二號ニ定ムル工事用材料ヤシテ相當經費ヲ以テ受入ノ上特設電線敷設船ニ供給スルモノトス此ノ場合ノ通常物品取扱主任ヲ特設電線敷設船主計長トス
- (二) 前號ノ外特設電線敷設船主計長ハ施行工事に必要ナル材料物品アルトキハ己ムヲ得サル場合ニ限リ直買スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ品種數量金額等必要事項ヲ報告スヘシ

二 工事費整理

- (三) 特設電線敷設船主計長ハ使用ノ見込ナキ材料又ハ機械器具等ヲ生シタルトキハ工作應通常物品會計官吏ニ還納スルモノトス
- (一) 工事費整理
特設電線敷設船施行工事に要スル工事費ハ各其ノ支拂ヲ爲シタル工作應及特設電線敷設船ニ於テ左ノ各號ニ依リ整理スルモノトス
- (一) 工作應ニ於ケル工事費整理
所要工事費豫算ハ請求ヲ俟テ別途配付ス
- (二) 工作應ハ其ノ應ニ於テ支辨シタル工費及材料費等特設電線敷設船施行工事に爲ニ要シタル工事費ヲ支辨ス
- (一) 工事費ハ一會計年度ヲ通シ「何特設電線敷設船施行工事」トシ一工事ヲ以テ整理ス
- (二) 工事費ハ總テ本費トシ附屬費ヲ賦課セス
- (一) 特設電線敷設船ニ於ケル工事費整理
特設電線敷設船ニ於テ支拂フヘキ工事費ハ總テ之ヲ本費トシテ整理シ工費ハ之ヲ實算ニ依リ

整理スルモノトス (ロ) 工事費ハ一會計年度ヲ通シ一工事トシテ適宜ノ方法ニ依リ整理スルモノトス (ハ) 海軍工作廳工事費整理規則第八號及第十號書式ニ準シ豫算現況月報及經費支出年報ヲ調製シ豫算現況月報ハ毎月五日經費支出年報ハ翌年度六月末日迄ニ海軍艦政本部長ニ送付スルモノトス	官房機密第一九四八號 今次戦争ニ依リ拿捕セル艦船ノ回航又ハ保管上必要ナル艦營需品及燃料ハ左ニ依リ處理スベシ 昭和十七年二月十四日 海 軍 大 臣 一 艦營需品 備品ハ貸與、消耗品ハ消耗拂トス 一 燃 料 消耗拂トス	軍務一機密第一〇六號 昭和十七年二月十三日 海 軍 省 軍 務 局 長 各鎮參謀長殿 機銃ノ裝備發射及方位盤發射施行時機ニ關スル件申進 砲煩兵裝公試中裝備發射及方位盤發射ハ機銃ニ限リ特ニ指定スル艦ヲ除キ當分ノ間艦船造修規則第八十六條ノ規定ニ拘ハラズ機銃關係工事終了セバ艦ノ完成公試狀態完成以前ニ之ヲ施行シ差支ナキコトニ定メラレ候	○ 辭 令 海軍主計中佐 白石 孝繁 第五課勤務ヲ命ス(三〇海軍省經理局) ○ 雜 款 ○郵便物發送先 自今左ニ依リ發送相成度 吳郵便局氣付 七參貳 七壹九宛 (第三十三航空隊)
---	---	--	---

○ 通 牒

0634

○學生入校期日 官房機密第一七一號ニ依ル本校特修科學生ハ二月二十五日始業式施行ニ付其ノ前日迄ニ入校セシメラレ度 (海軍機雷學校)	○事務開始 當隊二月一日館山海軍航空隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ 追テ郵便物ハ左ニ依リ發送相成度 千葉縣安房郡館山市 館山海軍航空隊氣付 海軍古田部隊 (第四十航空隊)	○正誤 艦營需品、燃料取扱例規(七版) 一三四頁飛行長主管ノ部中「一、航空事故調書用紙 一、航空機故障缺損表 一、飛行統計表」ヲ脱ス	○本日普通公報發行セズ
---	---	---	--------------------

海軍公報(部内限) 第四千十九號 昭和十七年二月十四日

一六三

(限 内 部)

海軍公報

(部内限)第四千二十號

昭和十七年二月十六日(月)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房第八五一號

當分ノ間戰死者ニ對スル恩給取扱手續ノ規定ニ依ル證明書(現認證明書又ハ事實證明書、死亡診斷書若ハ死體檢案書)ニシテ當該所轄ニ於テ速ニ處理シ能ハザル狀況ニ在ル場合ハ同手續ノ規定ニ拘ラズ所轄長ハ所屬長官ノ認許ヲ受ケ士官ニ付テハ海軍省人事局長ニ、特務士官及准士官以下ニ付テハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ證明書ノ處理方ヲ依託スルコトヲ得

海軍省人事局長又ハ海軍人事部長前項ノ依託ヲ受ケタルトキハ戰死證明書ヲ作成シ所轄長ニ準ジ之ヲ處理スベシ

前二項ノ規定ハ昭和十七年海軍省告示第四號ニ依ル死歿者特別賜金賜與規程ニ規定スル證明書及賜金賜與願書ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

前各項ハ文官同待遇者ニ付之ヲ準用ス

昭和十七年二月十六日

海軍大臣

官房第八五二號

昭和七年官房第一九八八號中左ノ通改正ス

昭和十七年二月十六日

海軍大臣

第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 舞鶴海兵團長ヲ出納命令官トシ舞鶴海兵團主計

長ヲ會計官吏トス

(參照) 昭和七年官房第一九八八號ハ軍艦遺妻ニ陳列スベキ物品ノ取扱ニ關スル件ナリ

官房第八五三號

昭和十七年二月十六日

海軍大臣

當分ノ間海軍工員規則第四十八條第二項乃至第五項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

海軍公報(部内限)第四千二十號 昭和十七年二月十六日

一六五

0635

○通牒

官房第八五四號ノ三

昭和十七年二月十六日

海 軍 次 官

關係各廳長殿

陸軍ノ押收ニ係ル敵船等ノ捕獲手續ニ關
スル件申進

海軍ノ艦船部隊ニ於テ陸軍ノ部隊ヨリ其ノ押收ニ係ル
敵船等ニ付捕獲手續ニ關スル處置ヲ委託セラレタルト
キハ捕獲審檢上必要ト認メラルル書類物件等ノ引渡ヲ
受ケ要スレバ更ニ之ヲ整備シ海軍ノ艦船部隊ニ於テ拿
捕シタル場合ニ準ジ捕獲審檢所ニ送致ノコトニ取計ハ
レ度

海人第四二號

昭和十七年二月十六日

海 軍 省 人 事 局 長

關係各廳長殿

戰死者ニ對スル證明書ノ處理特例ニ關ス
ル件通牒

本年官房第八五一號ヲ以テ戰死者ニ對スル證明書及特

別賜金賜與願書ノ處理方特例ヲ設ケラレタルハ戰死者
遺族ニ對スル扶助料及特別賜金ヲ速ニ賜與シ遺族援護
ニ遺憾ナキヲ期セラルル御趣旨ニ有之候處一方慎重ナ
ル取扱ヲ必要トスル次第モアリ該特例ニ依リ處理ヲ爲
スハ關係法規適用上明ニ戰死ノ場合ニ限ルコトト了知
相成度尙所轄長ヨリ人事局長又ハ人事部長ニ依託ニ際
シテハ左記戰死證明書作成ノ資料ト爲ルベキ事項ヲ文
書（狀況ニ依リ電報）ヲ以テ回示相成度尙文官同待遇
者ニ付テハ履歷書ノ正本ヲ保管スル廳ノ廳長ニ依託ヲ
爲スコトトシ軍人ニ準ジ處理ノコトト了知相成度

記

- 一 官職階氏名
- 二 戰死ノ年月日時刻
- 三 戰死ノ場所
- 四 戰死ノ概況
- 五 死體收容ノ有無

備考

- (イ) 第一號ノ官職階ハ特進後ノ官職階トシ氏名ノ
下ニ電報符又ハ入籍番號ヲ附記スルコト
- (ロ) 第三號及第四號ニ關シテハ戰死證明書作成官
ニ於テ適宜取捨スベキニ付事實ニ即シ記載ノコ

0636

ト尙航空又ハ潜水艦關係ノ戦死者ニ付テハ航空
戦闘又ハ潜航戦闘ニ因ル戦死ナリヤ否ヤヲ明ニ
スルコト

○ 辭 令

(各通) 臺北帝國大學教授 淺井 惠倫

臺北帝國大學助教授 原田 五十吉

海南警備府ニ於ケル事務ヲ囑託ス(昭和十七年六月十六日海軍省)

氣象技師 比嘉 政雄

第三遣支艦隊ニ於ケル氣象事務囑託ヲ解ク(十一月同)

通信事務官 伊藤 寛

吳鎮守府ニ於ケル遞信事務ヲ囑託ス(十一月同)

岡野 格平

第五根據地隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク

東京帝國大學助教授 檜山 義夫

海軍省事務囑託ヲ解ク

東京帝國大學教授 和田 小六

海軍航空本部ニ於ケル航空機風洞實驗ニスル業務囑託ヲ解ク

辻 猛三

(各通)

森 信夫

海軍航空本部ニ於ケル技術業務囑託ヲ解ク(以上十一月同)

増見 勝朗

海軍省事務ヲ囑託ス

武田 實郎

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(十一月同)

海南警備府齒科治療業務囑託

大附 勝敏

吳海軍病院齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

鈴木 浩

海南警備府齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(十一月同)

海軍中尉 鈴木 健治

海軍武功調査委員ヲ命ス

支那事變從軍記章授與調査委員ヲ命ス(十一月同)

貳千四百圓

中 喜代一

(各通) 貳千百六拾圓

千八百圓

深田 毅
畑 正義

第三南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

海軍特務少尉 林 宗一

第三南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ報酬年額千八百圓ヲ給ス

星野 辰男

海軍省軍務局ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

田中 一郎

百一海軍工作部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上三頭同)

海軍大佐 山本 善雄

第一課勤務ヲ命ス(ニハ海軍省軍務局)

○ 雜 款

○郵便物表記ニ關スル件
當監督官事務所ハ不二越鋼材工業株式會社構内ニ設置

致居候モ同會社ニハ陸軍兵器本部及陸軍航空本部ノ監督官出張所アルヲ以テ郵便物混合シ易ク遅延勝ナルヲ以テ自今當監督官事務所ハ左ノ通表記相成度

富山市石金二〇番地

富山海軍監督官事務所

(富山海軍監督官事務所)

○事務開始

當隊二月十日木更津海軍航空隊内ニ於テ事務ヲ開始セ

(三澤海軍航空隊)

○事務所撤去

伊號第二十七潜水艦艇裝具事務所ヲ二月十六日撤去ス

0639

海軍公報

(部内限) 第四千二十一號

海軍大臣官房

昭和十七年二月十七日(火)

○令達

官房機密第一八九九號

横須賀鎮守府司令長官ハ必要ノ場合鎮守府附タル特務士官准士官ヲ部下各部ニ準シ東京海軍通信隊司令ノ命ヲ承ケ服務セシムルコトヲ得

昭和十七年二月十三日

海軍大臣

○通牒

軍務一機密第一一四號

昭和十七年二月十七日

海軍省軍務局長
海軍省醫務局長各艦隊參謀長
各艦隊軍醫長 殿

潜水艦乗員ニ對シ特種製劑使用ニ關スル
件申進

潜水艦作戰範圍ノ擴大ニ鑑ミ乗員ノ保健及疲勞防止ノ爲首題ノ件自今左記ニ依リ實施方取計相成度

記

一 使用者ノ範圍

三十日以上連續長期行動又ハ北緯三十度以南ノ海面

ニ作戰ノ潜水艦乗員全部

二 特種製劑ノ種類

(イ) 特種ビタミン錠

(ロ) 特種消化錠

三 使用方法及使用量

(イ) 特種ビタミン錠ハ一回二錠 一日三回 食前服用

(ロ) 特種消化錠ハ一回二錠 一日三回 食後服用

四 備考

當分ノ間特種ビタミン錠六錠ニ代フルニビタミン錠

九錠ヲ、特種消化錠ニ代フルニ消化錠ヲ使用スルコ

トヲ得

(イ) 追テ特種製劑各一錠中ノ主要成分左ノ如シ

(イ) 特種ビタミン錠

海軍公報(部内限) 第四千二十一號 昭和十七年二月十七日

一六九

1

○二五

11

五

○
●
—

0.11

00

昭和十七年二月十六日

海軍省軍需局長

二號重油使用區分細目ニ關スル件通牒

昭和十三年軍需機密燃第二六一號通牒首題ノ件中使用
區分細目欄ニ左記ノ一項ヲ追加セラレ候

戰車、裝甲車及陸戰用索引車運轉用

(艦營需品燃料取扱例規四〇〇頁參照)

○辭令

内務事務官 高橋 良麿

(各通)

司

同

同

同

同

大藏事務官

大藏技師

大藏屬

(二) 海軍省

通信事務官

逕信省事務官

14

遞信技師

遞信局技師

電信官

遞信技師

逕信省事務官

同

遜信屬

清水俊平	小田庄市	金澤平藏	小野田兵一郎	尾上勇	野崎毅	平野進	庄司新治	新井鹿之助	原田圭吾	米田清吉	寺部富五郎	佐々木武夫	大和龍藏	山中一朗	岩瀬繁一	堺田眞夫	海保良夫	大森寛	西村直巳
------	------	------	--------	-----	-----	-----	------	-------	------	------	-------	-------	------	------	------	------	------	-----	------

第三艦隊司令部附ヲ命ス (各通)	遞信局書記	同	福岡 鉄夫
	同	宮崎 榮	
	貯金局書記	本木 四郎	
	遞信局技手	泉 守	
第四艦隊司令部附ヲ命ス (以上各通)	遞信局技手	鈴木 精三	
	遞信局技手	關 德次郎	
	同	伊藤 末吉	
	遞信局技手	中澤 弘一郎	
第三艦隊司令部附ヲ命ス (各通)	電信官補	黒田 義晴	
	通信事務官	笠松 忠男	
	遞信局技師	石橋 長山	
	遞信局書記	中山 幸一郎	
第四艦隊司令部附ヲ命ス (以上各通)	遞信局技手	高田 龍三	
	農林事務官	岡崎 文士	
	臺灣總督府事務官	塩見 俊二	
	內務屬	野老山 幸風	
(各通)	同	大鋸 清二	
	同	西澤 興志雄	
	同	同	
	同	同	
第三艦隊司令部附ヲ命ス (各通)	同	末次 勳	
	農林技手	桃山 直市	
	同	星野 知三郎	
	集配員	橋本 由太郎	
第四海軍軍用郵便所員ヲ免ス (各通)	同	小林 菅元	
	遞信局事務官	佐藤 章次	
	聯合艦隊司令部附ヲ免ス 第二十三海軍軍用郵便所長 ヲ命ス	同	
	遞信局書記補	酒川 正信	
(各通)	同	橘田 松雄	
	聯合艦隊司令部附ヲ免ス 第二十三海軍軍用郵便所員 ヲ命ス	同	
	海軍大尉	徳 永 斌	
	高等軍法會議判士ヲ免ス	同	
東京軍法會議判士ヲ免ス	海軍中尉	高橋 重夫	
	高等軍法會議判士ヲ命ス	同	
	東京軍法會議判士ヲ命ス	同	
	東京軍法會議判士ヲ命ス	同	

0642

海軍公報（部内限）第四千二十一號 昭和十七年二月十七日

一七二

海軍主計兵曹長 大谷 覺
臨時資金前渡官吏ヲ免ス（支出官 海軍省經理局長）

○ 雜 款

○郵便物發送先

自今左ニ依リ發送相成度

横須賀郵便局氣付（軍事郵便）ウ五〇 ウ壹壹參

（第四測量隊）

横須賀郵便局氣付（軍事郵便）

（特務艦 宗谷）

海軍公報(部内限)第四千二十二號

昭和十七年二月十八日(水)

海軍大臣官房

○令達

官房機密第二二一三號

特設運送船、特設碎氷船及特設電線敷設船ノ監督官ハ
海軍官印規程第三條ノ規定ニ拘ラズ職印ヲ備フルコト
ヲ得

昭和十七年二月十八日

海軍大臣

官房第九一三號

昭和十七年二月十八日

海軍大臣

各鎮守府司令長官
各警備府司令長官
各艦隊(除第三南遣)司令長官
殿

恩赦ニ關スル件訓令

茲ニ恭シク恩赦ノ敕旨ヲ奉ズ 皇恩優渥洵ニ感激ニ堪
ヘズ仍チ篤ク 聖旨ヲ奉體シテ慎重審究苟モ違由愆ル

所ナキヲ期スベシ而シテ此ノ恩典ニ浴シタル者ニ對シ
テハ懇ニ訓誨ヲ加ヘ深ク 皇恩ヲ感戴シ至誠報效ノ實
ヲ舉ゲシムルコトヲ努ムベシ

官房第九一四號

當分ノ間工員又ハ鑛員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ家
事整理等ノ爲休業ヲ願出デタルトキハ各廳長ハ旅行ニ
要スル日數ノ外十日以内ノ休暇ヲ許可スルコトヲ得此
ノ場合ニ於テハ缺勤日數ニ算入セザルモノトス

昭和十三年官房第一六七二號ハ之ヲ廢止ス

海一軍大臣

一 應召スルトキ又ハ召集解除ニ依リ復歸シタルトキ
二 海陸軍ニ徵集(在營期間三月以内ノモノヲ除ク)
セラレタルトキ

參照 昭和十三年官房第一六七二號ハ日支事變ニ關シ在籍ノ僑胞召
シタル工、鑛員召集解除ニ依リ復歸ハルトキ家事整理等ノ爲
十日以内ノ缺勤日數ニ算入セザル休暇ヲ許可スル件ナリ

海軍公報(部内限)第四千二十二號 昭和十七年二月十八日

一七三

○通牒

兵備二機密第一四〇號

昭和十七年二月十八日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

アスファルト類配給統制ニ關スル件通牒

首題ノ件需給逼迫ノ狀況ニ鑑ミ自今左記細則ニ依リ統制實施相成候條了知相成度

記

アスファルト類配給統制事務取扱要領細則

アスファルト類（品目別紙第一ノ通）配給統制事務取扱ハ海軍重要物資需給事務取扱要領ニ準據スルノ外本細則ニ依リ之ヲ行フ

一 需 要

(一) 直接及間接軍需用

各廳ハ四半期毎ニ需要額ヲ調査シ當該期ノ二ヶ月
前迄ニ需要額調書（別紙第二）二通ヲ關係主務部
局ニ送付ス

主務部局ハ之ヲ取纏メ各部局需要額調書（様式前
項ニ同シ）二通ヲ前項所定期日後十日迄ニ兵備局

ニ送付ス

(二) 充足軍需用

各部局ハ四半期毎ニ當該期ノ需要額ヲ調査シ各部
局需要額調書二通ヲ前號期日迄ニ兵備局ニ送付ス

(三) 兵備局ハ前諸號ニ依リ各期ノ需要額調書ヲ作製
シ商工省ニ通知シ海軍軍需割當數量ヲ決定ス

(四) 兵備局ハ前項ノ割當數量ニ基キ各部局別配給數
量ヲ決定ス

二 配 給

主務部局ハ各期ノ配給數量決定セバ左記ノ通處理ス
ルモノトス

(一) 直接軍需用

各廳別配給數量ヲ決定シ經理局並ニ各廳ニ通知ス
(二) 右以外ノモノ

割當證明書ヲ作成シ需要者ニ交付スルト共ニ寫一
通ヲ瀝青配給組合ニ送付ス

三 取 得

(一) 直接軍需用

經理局統制契約ニ依ル

(二) 右以外ノモノ

割當證明書ニ依リ瀝青配給組合ト直接契約ノ上取

得ス

(別紙二葉添)

海人第三六號ノ二

昭和十七年二月十八日

海軍省人事局長

關係各廳長殿。

戰死者等ニ對スル死亡届書中死亡場所ノ

記載方ニ關スル件通牒

大東亞戰爭ニ因ル戰死者等ニ對スル首題ニ關シ司法省
民事局長宛照會(別紙甲號)ニ對シ別紙乙號ノ通回答
有之候條了知相成度

(別紙甲號)

海人第三六號

昭和十七年一月二十六日

海軍省人事局長

司法省民事局長殿

死亡届書ノ記載方ニ關スル件照會

今次戰爭ニ因ル戰死者等ニ關シテハ軍機保持上特ニ死
亡ノ場所地名ヲ明示シ難キモノアリ又事實上死亡地點
ヲ確認スルコト困難ナル爲戸籍法第百十九條ノ規定ニ

依リ報告ヲ爲ス場合死亡地點ヲ明細ニ爲シ得ザル場合
モ有之候處如此モノニ付テハ其ノ死亡届(死亡診斷書
又ハ死體検査書等)又ハ戸籍法第百十九條ニ依ル報告
書中死亡ノ場所ノ欄ニ概括的地名例ハ布哇方面、南洋
方面、比島方面、馬來方面又ハ香港方面等ノ如ク記載
ノコトトシ差支無キコトニ御取計ヲ得度

(別紙乙號)

司法省民事甲第五九號

昭和十七年二月三日

司法省民事局長 坂野 千里

海軍省人事局長 中原義正殿

死亡届書ノ記載方ニ關スル件

客月二十六日附海人第三六號ヲ以テ御照會ニ係ル標記
ノ件死亡ノ場所ガ軍機保持上特ニ明示シ難キモノ又ハ
事實上其ノ場所ヲ確認スルコト困難ナルモノニ付テハ
貴見ノ通取扱フノ外無之義ト思考致候此段及回答候也
追テ右以外ノモノニ付テハ從來ノ通御取扱可相成ハ
勿論ノ義ニ有之候ニ付爲念申添候

經豫機密第三號ノ二八

昭和十七年二月七日

海軍公報(部内限)第四千二十二號 昭和十七年二月十八日

一七五

海軍省 經理局長

關係各所轄長、支出官、資金前渡官吏殿

外貨軍票ノ使用取扱ニ關スル件通牒

官房機密第一七二七號ニ依ル「ルビー」軍票及「ボンド」軍票ノ使用取扱等ニ關シテハ昭和十六年經豫機密第三號ノ六六ニ依ルノ外左記ニ依ル儀ト了知相成度

記

一 部内ニ於ケル經理上外貨軍票ノ表示額ト日本通貨額トノ關係ハ左ノ通トス

日本通貨額	ルビー軍票(ハ號)	ボンド軍票(ト號)
十圓	十ルビース	一ポンド
五圓	五ルビース	十シリング
一圓	一ルビー	一シルリング
五十錢	半ルビー	二分ノ一シルリング
二十五錢	四分ノ一ルビー	

二 外貨軍票ノ表示額ト使用地域内流通ノ同種ノ固有通貨額トノ關係ハ同率トス

「ルビー」軍票、四分ノ一「ルビー」ハ固有通貨四「アンナ」トモ同率トス

「ボンド」軍票、二分ノ一「シルリング」ハ固有通貨六「ペンス」ト同率トス

三 當分ノ間小額「ルビー」軍票並「ボンド」軍票ノ代リニ補助貨幣トシテ左ノ通り小額「ドル」軍票並邦貨ヲ使用ス

地域別	補助貨幣	補助貨幣種類
ビルマ	ドル軍票(ハ號)	十センチ 五センチ 一センチ
濠洲聯邦委任統治領	邦貨	十錢 五錢 一錢

四 經理上「ビルマ」ニ於テハ四分ノ一「ルビー」未滿ノ端數ハ總ベテ「ドル」軍票建シテ整理ス、即チ小額「ドル」軍票ヲ使用スル場合ハ勿論「アンナ」、「バイ」等ノ如キ現地固有補助通貨ヲ使用スル場合モ總ベテ單位名稱ハ小額「ドル」軍票ノ單位名稱タル「センチ」、「セント」等ノ名稱ヲ其ノ儘使用スルモノトス

例、何「ルビー」何「アンナ」トセズ

何「ルビー」何「センチ」ト稱ス

五 「ビルマ」ニ於ケル固有補助通貨ト小額「ドル」軍票トノ關係ハ左ノ如キ率トナル

小額「ドル」軍票	「ビルマ」固有補助通貨
二「セント」二分ノ一	二「アンナ」
六「セント」四分ノ一	一「アンナ」
一・五「セント」六分ノ一	四分ノ二「アンナ」(三「バイ」)
半「セント」四分ノ一	一「バイ」

右率ハ經理上必要ナル場合ニノミ之ヲ適用シ其ノ他ノ場合ハ概ネ左ノ如キ率ニテ受授スルコトヲ得

小額「ドル」軍票	「ビルマ」固有補助通貨
二「セント」	二「アンナ」
六「セント」	一「アンナ」
一・五「セント」	四分ノ二「アンナ」(三「バイ」)
半「セント」	一「バイ」

六、經理上濠洲委任統治領ニ於テハ二分ノ一「シルリング」(六「ペンス」)未滿ノ端數ハ總ベテ邦貨補助貨建トシテ整理ス、即チ邦貨補助貨ヲ使用スル場合ハ勿論「ペンス」等ノ如キ現地固有補助通貨ヲ使用

七、濠洲委任統治領ニ於ケル固有補助通貨ト邦貨補助貨トノ關係ハ左ノ如キ率トナル

邦貨補助貨	濠洲委任統治領固有通貨
十二錢二分ノ一	三「ペンス」
四錢六分ノ一	一「ペニー」
二錢二分ノ一	半「ペニー」

右率ハ經理上必要ナル場合ニノミ之ヲ適用シ其ノ他ノ場合ハ概ネ左ノ如キ率ニテ受授スルコトヲ得

邦貨補助貨	濠洲委任統治領固有通貨
十二錢	三「ペンス」
四錢	一「ペニー」
二錢	半「ペニー」

八、補助貨幣ノ出納ニ依リ差増減ヲ生ジタル場合ハ一

般ノ外國貨幣換算上ノ差増減整理手續ニ依リ處理ス
ルモノトス

○雜款

○旗艦變更

第九戰隊司令官ハ二月八日旗艦ヲ北上ニ變更セリ
聯合艦隊司令長官ハ二月十二日旗艦ヲ大和ニ變更セリ

○司令驅逐艦變更

第三十二驅逐隊司令ハ二月二日司令驅逐艦ヲ刈萱ニ變更セリ

第十五驅逐隊司令ハ二月九日司令驅逐艦ヲ親潮ニ變更セリ

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

横須賀郵便局氣付 海軍矢野部隊

(吳鎮守府第三特別陸戰隊)

吳郵便局氣付

海軍和佳部隊本部 (總務部、技術部、會計部、醫務部)

同 海軍和佳部隊小島隊(第一作業部)
同 海軍和佳部隊松永隊(第二作業部)
(第百一海軍燃料廠)
吳郵便局氣付(軍事郵便) 海軍畠山部隊
(第二十四根據地隊)

○殘務整理

海南海軍通信隊殘務整理ハ第十六警備隊ニ於テ之ヲ行フ

第三海軍病院殘務整理ハ漢口警備隊病舎内ニ於テ之ヲ行フ

(別紙第二)

統制品目

- 一 ストレートアスファルト
- 二 ブローンアスファルト 甲
(感温比小ナルモノニシテ特殊用途ニノミ充ツルモノトス)
- 三 ブローンアスファルト 乙

(昭和十七年二月十八日海軍公報(部内限))

0649

0650

(別紙第二)

(昭和十七年二月十八日海軍公報(部内限))

昭和 年第 四半期アスファルト類需要額調書

品名	需要者名	納入場所	合計数量	月別数量		
				月分	月分	月分

備考 品名毎＝別紙トス